

○農林水産省告示第七十号

農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第六十条第三項、農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第三十五条第四項並びに農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第七十六条、第二百十八条第二項及び第四項並びに第二百三十九条第二項及び第四項の規定に基づき、園芸施設共済に係る共済掛金標準率、園芸施設通常標準被害率、再保険料基礎率及び保険料基礎率を次のように定める。

令和六年一月二十四日

農林水産大臣 坂本 哲志

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附 則

- 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 令和三年二月五日農林水産省告示第二百四十号（園芸施設共済に係る共済掛金標準率等を定める件）は

、廃止する。

3 この告示は、令和六年四月一日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

「次のよう」の部分

(共済掛金標準率)

第1 園芸施設共済に係る農業保険法(以下「法」という。)第160条第3項の共済掛金標準率(園芸施設共済に係る農業保険法施行規則(以下「規則」という。)第76条の農林水産大臣が定める率を含む。以下「共済掛金標準率」という。)は、(1)に掲げる率とする。

ただし、別表1のプラスチックハウスⅡ類に区分される特定園芸施設のうち骨格の主要部分が31.8mm以上の径のパイプにより造られている施設又は恒常的な補強により当該施設と同等の強度を有している施設(以下「補強園芸施設」という。)については、(1)中「共済掛金標準率の算定基礎率の各区分の欄に定める率」とあるのは、「共済掛金標準率の算定基礎率の各区分の欄に定める率(特定園芸施設及び附帯施設、特定園芸施設撤去費用額並びに園芸施設復旧費用額の欄に定める率にあっては、当該区分の欄に定める率にそれぞれ(2)に掲げる係数を乗じて得た率)」と読み替えて適用する。

(1) 別表1の特定園芸施設及び附帯施設、施設内農作物、特定園芸施設撤去費用額並びに園芸施設復旧費用額(以下「特定園芸施設等」という。)のそれぞれについて同表の都道府県に係る同表における施設区分ごと、地域(都道府県の区域又は都道府県の区域を細分した地域として別表5に定める区域とする。以下同じ。)ごと、小損害不填補の金額(規則第159条第1項に定める金額をいう。以下同じ。)ごと並びに被覆期間及び未被覆期間の別ごと(以下「施設区分等ごと」という。)に共済掛金標準率の算定基礎率の各区分の欄に定める率(規則第159条第2項の特約をした共済関係にあっては、当該施設区分等ごとの共済掛金標準率の算定基礎率の各区分の欄に定める率にそれぞれ別表1-②における当該施設区分等ごとの共済掛金標準率の算定基礎率の各区分の欄に定める率を合計して得た率)を、当該特定園芸施設等ごとの共済金額相当額(特定園芸施設及び附帯施設にあっては規則第160条第1項第1号及び第2号に掲げる金額の合計金額に付保割合(共済金額の共済価額に対する割合をいう。以下同じ。)を乗じて得た金額、施設内農作物にあっては同項第3号に掲げる金額に付保割合を乗じて得た金額、特定園芸施設撤去費用額にあっては規則第156条第2項第1号に掲げる金額に付保割合を乗じて得た金額、園芸施設復旧費用額にあっては同項第2号に掲げる金額に付保割合を乗じて得た金額。以下同じ。)により加重平均して得た率に、被覆に係るものにあつては被覆期間の月数を12で除したものと及び未被覆に係るものにあつては未被覆期間の月数を12で除したものをそれぞれ乗じて得た率を合計して得た率

(2) 0.85

2 前項の規定にかかわらず、園芸施設共済に付することの集団による申込み(次に掲げる要件に該当するものをいう。)により園芸施設共済に加入した法第10条第1項に規定する組合員等(以下「集団加入組合員等」という。)についての園芸施設共済に係る共済掛金標準率は、前項に規定する率に0.95を乗じて得た率とする。

(1) 特定園芸施設を所有し、又は管理する者で農業を営むものが構成員となっている団体において、当該構成員が当該特定園芸施設について園芸施設共済又は保険に加入する旨の取決めを行うこと並びに園芸施設共済の一斉加入受付の実施及び特定園芸施設の補強・保守管理に取り組むことについて、組合等(法第11条第1項に規定する組合等をいう。以下同じ。)と

協定を締結していること

- (2) 当該団体が園芸施設共済の一斉加入受付を実施し、当該構成員の園芸施設共済の加入割合が当該一斉加入受付前より増加するとともに、当該加入割合が8割を超えること
- (3) 当該一斉加入受付により園芸施設共済に付することの申込みを行うこと

(園芸施設通常標準被害率)

第2 園芸施設共済に係る農業保険法施行令(以下「令」という。)第35条第4項の園芸施設通常標準被害率は、(1)に掲げる率とする。

ただし、補強園芸施設については、(1)中「園芸施設通常標準被害率の算定基礎率の各区分の欄に定める率」とあるのは、「園芸施設通常標準被害率の算定基礎率の各区分の欄に定める率(特定園芸施設及び附帯施設、特定園芸施設撤去費用額並びに園芸施設復旧費用額の欄に定める率にあっては、当該区分の欄に定める率にそれぞれ(2)に掲げる係数を乗じて得た率)」と読み替えて適用する。

- (1) 別表2の特定園芸施設等のそれぞれについて同表の都道府県に係る同表における施設区分等ごとに園芸施設通常標準被害率の算定基礎率の各区分の欄に定める率(規則第159条第2項の特約をした共済関係にあっては、当該施設区分等ごとの園芸施設通常標準被害率の算定基礎率の各区分の欄に定める率にそれぞれ別表2-②における当該施設区分等ごとの園芸施設通常標準被害率の算定基礎率の各区分の欄に定める率を合計して得た率。以下「特定園芸施設等ごとの各区分の欄に定める率」という。)を、当該特定園芸施設等ごとの次のア及びイに掲げる共済金額相当額を合計して得た金額により加重平均して得た率に、被覆に係るものにあつては被覆期間の月数を12で除したものと及び未被覆に係るものにあつては未被覆期間の月数を12で除したものをそれぞれ乗じて得た率を合計して得た率とする。

ア 当該事業年度内に共済責任期間が開始された共済関係に係る共済責任期間の開始の日から当該事業年度の末日までの期間の当該特定園芸施設等の共済金額相当額

イ 当該事業年度の前年度に共済責任期間が開始された共済関係に係る当該事業年度の開始の日から当該共済責任期間の末日までの期間の当該特定園芸施設等の共済金額相当額

- (2) 0.85

2 前項の規定にかかわらず、当該事業年度に別表2の改定が行われた場合にあつては、園芸施設通常標準被害率は、次の(1)及び(2)に掲げるものを合計して得たものを前項の(1)のア及び(1)のイに掲げる共済金額相当額を合計して得た金額の合計金額で除した率に、被覆に係るものにあつては被覆期間の月数を12で除したものと及び未被覆に係るものにあつては未被覆期間の月数を12で除したものをそれぞれ乗じて得た率を合計して得た率とする。

- (1) 改定前の別表2の特定園芸施設等ごとの各区分の欄に定める率に当該特定園芸施設等ごとの前項の(1)のイに掲げる共済金額相当額を乗じて得たものの合計

- (2) 改定後の別表2の特定園芸施設等ごとの各区分の欄に定める率に当該特定園芸施設等ごとの前項の(1)のアに掲げる共済金額相当額を乗じて得たものの合計

3 前2項の規定にかかわらず、集団加入組合員等についての園芸施設通常標準被害率は、前2項に規定する率に0.95を乗じて得た率とする。

(再保険料基礎率及び保険料基礎率)

第3 園芸施設共済に係る規則第218条第2項の農林水産大臣が定める再保険料基礎率(以下「再保険料基礎率甲」という。)及び規則第239条第2項の農林水産大臣が定める保険料基礎率(以下「保険料基礎率甲」という。)については、別表3及び別表3-②における再保険料基礎率甲の算定基礎率及び保険料基礎率甲の算定基礎率の各区分の欄に定める率について、第1の規定の例により算定して得た率とする。

2 園芸施設共済に係る規則第218条第4項の農林水産大臣が定める再保険料基礎率(以下「再保険料基礎率乙」という。)及び規則第239条第4項の農林水産大臣が定める保険料基礎率(以下「保険料基礎率乙」という。)については、別表4及び別表4-②における再保険料基礎率乙の算定基礎率及び保険料基礎率乙の算定基礎率の各区分の欄に定める率について、第2の規定の例により算定して得た率とする。

(注) 1 別表1から別表5までの「施設内農作物」、「特定園芸施設撤去費用額」、「園芸施設復旧費用額」、「被覆・未被覆」、「施設区分」及び「小損害不填補の金額」の各欄は規則第157条第1号から第6号までに掲げる区分に、「施設内農作物」欄中「事故除外」欄は規則第76条の農林水産大臣が定める率に、それぞれ対応する。

2 この告示の公布後に組合等の区域変更が行われた場合についても、別表5に掲げる区域は、当該区域変更が行われた後最初に別表1から別表4-②までが改定されるまでの間は、当該区域変更の前の区域とする。

3 この告示の公布後に特定組合(法第73条第4項に規定する特定組合をいう。以下同じ。)が成立した場合において、政府と当該特定組合との間に存することとなる園芸施設共済の保険関係に係る保険料基礎率甲及び保険料基礎率乙については、第3において準用する第1中「共済掛金標準率の算定基礎率」とあるのは「再保険料基礎率甲の算定基礎率」と、第3において準用する第2中「園芸施設通常標準被害率の算定基礎率」とあるのは「再保険料基礎率乙の算定基礎率」と、それぞれ読み替えるものとする。

別表 1 (共済掛金標準率の算定基礎率)

都道府県名
福島県

(単位：%)

施設区分	地域	小損害 不填補 の金額	被覆 ・ 未被覆	共済掛金標準率の算定基礎率				
				特定園芸 施設及び 附帯施設	施設内 農作物	事故除外	特定園芸 施設撤去 費用額	園芸施設 復旧費用 額
ガラス室Ⅰ類	第1区域	3万円	被覆	0.265	0.736	0.259	0.170	0.160
		10万円	被覆	0.154	0.547	0.203	0.169	0.097
		20万円	被覆	0.112	0.364	0.137	0.162	0.070
		50万円	被覆	0.057	0.019	0.018	0.139	0.036
		100万円	被覆	0.009	0.005	0.004	0.031	0.007
ガラス室Ⅱ類	第1区域	3万円	被覆	0.207	3.451	0.727	0.035	0.124
		10万円	被覆	0.203	3.450	0.726	0.034	0.110
		20万円	被覆	0.177	2.991	0.520	0.033	0.099
		50万円	被覆	0.149	1.810	0.324	0.032	0.081
		100万円	被覆	0.034	0.488	0.088	0.031	0.034
プラスチック ハウスⅠ類	第1区域	3万円	被覆	0.801	1.330	0.372	0.029	0.170
			未被覆	0.007			0.007	0.007
		10万円	被覆	0.668	1.223	0.366	0.028	0.145
			未被覆	0.006			0.006	0.006
		20万円	被覆	0.537	1.040	0.357	0.027	0.120
			未被覆	0.005			0.005	0.005
		50万円	被覆	0.305	0.598	0.301	0.026	0.074
			未被覆	0.004			0.004	0.004
		100万円	被覆	0.135	0.237	0.201	0.025	0.033
			未被覆	0.003			0.003	0.003
プラスチック ハウスⅡ類	第1区域	3万円	被覆	2.371	3.686	0.902	0.338	0.951
			未被覆	0.032			0.007	0.013
		10万円	被覆	1.175	2.697	0.697	0.172	0.556
			未被覆	0.017			0.006	0.011
		20万円	被覆	0.594	1.047	0.413	0.087	0.459
			未被覆	0.011			0.005	0.010
		50万円	被覆	0.208	0.400	0.112	0.032	0.171
			未被覆	0.008			0.004	0.004
		100万円	被覆	0.068	0.097	0.036	0.012	0.075
			未被覆	0.003			0.003	0.003
プラスチック ハウスⅢ類	第1区域	3万円	被覆	1.784	3.247	0.939	0.008	1.117
			未被覆	0.017			0.007	0.014
		10万円	被覆	1.632	3.246	0.938	0.007	1.022
			未被覆	0.016			0.006	0.013
		20万円	被覆	1.593	3.245	0.865	0.006	1.021
			未被覆	0.015			0.005	0.012
		50万円	被覆	1.529	2.265	0.522	0.005	1.020
			未被覆	0.014			0.004	0.011
		100万円	被覆	1.285	0.552	0.521	0.004	0.871
			未被覆	0.007			0.003	0.010

都道府県名
福島県

(単位：%)

施設区分	地域	小損害 不填補 の金額	被覆 ・ 未被覆	共済掛金標準率の算定基礎率				
				特定園芸 施設及び 附帯施設	施設内 農作物	事故除外	特定園芸 施設撤去 費用額	園芸施設 復旧費用 額
プラスチック ハウスⅣ類甲	第1区域	3万円	被覆	0.417	5.531	3.957	2.168	0.161
			未被覆	0.007			0.007	0.007
		10万円	被覆	0.349	5.529	3.956	1.798	0.152
			未被覆	0.006			0.006	0.006
		20万円	被覆	0.301	5.528	3.813	1.518	0.130
			未被覆	0.005			0.005	0.005
		50万円	被覆	0.254	4.018	2.692	1.222	0.105
			未被覆	0.004			0.004	0.004
		100万円	被覆	0.239	0.491	0.096	0.672	0.057
			未被覆	0.003			0.003	0.003
プラスチック ハウスⅣ類乙	第1区域	3万円	被覆	0.436	7.122	2.510	0.008	0.168
			未被覆	0.007			0.007	0.007
		10万円	被覆	0.393	7.099	2.508	0.007	0.152
			未被覆	0.006			0.006	0.006
		20万円	被覆	0.356	6.397	2.128	0.006	0.134
			未被覆	0.005			0.005	0.005
		50万円	被覆	0.291	3.439	1.402	0.005	0.112
			未被覆	0.004			0.004	0.004
		100万円	被覆	0.243	0.005	0.004	0.004	0.111
			未被覆	0.003			0.003	0.003
プラスチック ハウスⅤ類	第1区域	3万円	被覆	1.140	3.710	0.750	0.044	0.107
			未被覆	0.008			0.007	0.007
		10万円	被覆	1.116	2.402	0.374	0.043	0.097
			未被覆	0.007			0.006	0.006
		20万円	被覆	1.056	1.955	0.373	0.042	0.088
			未被覆	0.006			0.005	0.005
		50万円	被覆	1.055	0.006	0.005	0.041	0.076
			未被覆	0.005			0.004	0.004
		100万円	被覆	0.730	0.005	0.004	0.040	0.070
			未被覆	0.004			0.003	0.003
プラスチック ハウスⅥ類	第1区域	3万円	被覆	0.913	11.425	4.182	0.008	0.270
			未被覆	0.032			0.007	0.013
		10万円	被覆	0.497	7.594	4.181	0.007	0.149
			未被覆	0.017			0.006	0.011
		20万円	被覆	0.316	2.970	2.672	0.006	0.086
			未被覆	0.011			0.005	0.010
		50万円	被覆	0.031	0.006	0.005	0.005	0.006
			未被覆	0.008			0.004	0.004
		100万円	被覆	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004
			未被覆	0.003			0.003	0.003

都道府県名
福島県

(単位：%)

施設区分	地域	小損害 不填補 の金額	被覆 ・ 未被覆	共済掛金標準率の算定基礎率				
				特定園芸 施設及び 附帯施設	施設内 農作物	事故除外	特定園芸 施設撤去 費用額	園芸施設 復旧費用 額
プラスチック ハウスⅦ類	第1区域	3万円	被覆	2.069	2.829	0.727	0.145	0.354
			未被覆	0.048			0.007	0.016
		10万円	被覆	1.619	2.139	0.549	0.144	0.255
			未被覆	0.046			0.006	0.012
		20万円	被覆	1.208	0.385	0.384	0.143	0.175
			未被覆	0.037			0.005	0.005
		50万円	被覆	0.624	0.384	0.383	0.142	0.077
			未被覆	0.036			0.004	0.004
		100万円	被覆	0.004	0.165	0.164	0.141	0.039
			未被覆	0.003			0.003	0.003

別表 1 - ② (共済掛金標準率の算定基礎率)

都道府県名
福島県

(単位：%)

施設区分	地域	被覆 ・ 未被覆	共済掛金標準率の算定基礎率				
			特定園芸 施設及び 附帯施設	施設内 農作物	事故除外	特定園芸 施設撤去 費用額	園芸施設 復旧費用 額
ガラス室Ⅰ類	第1区域	被覆	0.014	0.001	0.001	0.001	0.007
ガラス室Ⅱ類	第1区域	被覆	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
プラスチック ハウスⅠ類	第1区域	被覆	0.009	0.005	0.001	0.001	0.002
		未被覆	0.001			0.001	0.001
プラスチック ハウスⅡ類	第1区域	被覆	0.001	0.010	0.006	0.002	0.002
		未被覆	0.001			0.001	0.001
プラスチック ハウスⅢ類	第1区域	被覆	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002
		未被覆	0.001			0.001	0.002
プラスチック ハウスⅣ類甲	第1区域	被覆	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001
		未被覆	0.001			0.001	0.001
プラスチック ハウスⅣ類乙	第1区域	被覆	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002
		未被覆	0.001			0.001	0.001
プラスチック ハウスⅤ類	第1区域	被覆	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001
		未被覆	0.001			0.001	0.001
プラスチック ハウスⅥ類	第1区域	被覆	0.002	0.001	0.002	0.001	0.002
		未被覆	0.001			0.001	0.001
プラスチック ハウスⅦ類	第1区域	被覆	0.008	0.001	0.001	0.001	0.002
		未被覆	0.001			0.001	0.001

(備考) 本表に定める率は、規則第159条第2項の特約をした共済関係について、別表1の共済掛金標準率の算定基礎率の各区分の欄に定める率に加える率を表す。

別表 2 (園芸施設通常標準被害率の算定基礎率)

都道府県名
福島県

(単位：%)

施設区分	地域	小損害 不填補 の金額	被覆 ・ 未被覆	園芸施設通常標準被害率の算定基礎率				
				特定園芸 施設及び 附帯施設	施設内 農作物	事故除外	特定園芸 施設撤去 費用額	園芸施設 復旧費用 額
ガラス室Ⅰ類	第1区域	3万円	被覆	0.554	1.369	0.485	0.440	0.340
		10万円	被覆	0.344	1.005	0.378	0.435	0.220
		20万円	被覆	0.268	0.672	0.257	0.418	0.169
		50万円	被覆	0.150	0.037	0.037	0.368	0.095
		100万円	被覆	0.025	0.036	0.036	0.085	0.019
ガラス室Ⅱ類	第1区域	3万円	被覆	0.323	5.197	1.028	0.087	0.158
		10万円	被覆	0.308	5.196	1.027	0.085	0.147
		20万円	被覆	0.264	4.488	0.780	0.082	0.146
		50万円	被覆	0.227	2.728	0.549	0.079	0.080
		100万円	被覆	0.076	1.092	0.197	0.078	0.066
プラスチック ハウスⅠ類	第1区域	3万円	被覆	1.532	2.496	0.725	0.072	0.326
			未被覆	0.006			0.006	0.006
		10万円	被覆	1.268	2.269	0.705	0.071	0.276
			未被覆	0.005			0.005	0.005
		20万円	被覆	1.031	1.938	0.690	0.070	0.230
			未被覆	0.004			0.004	0.004
		50万円	被覆	0.613	1.150	0.598	0.069	0.148
			未被覆	0.003			0.003	0.003
		100万円	被覆	0.286	0.494	0.424	0.066	0.070
			未被覆	0.002			0.002	0.002
プラスチック ハウスⅡ類	第1区域	3万円	被覆	4.674	6.241	1.350	0.463	1.681
			未被覆	0.028			0.006	0.011
		10万円	被覆	2.521	4.553	1.086	0.246	1.016
			未被覆	0.018			0.005	0.010
		20万円	被覆	1.379	1.571	0.620	0.132	0.704
			未被覆	0.013			0.004	0.009
		50万円	被覆	0.544	0.671	0.196	0.054	0.340
			未被覆	0.007			0.003	0.003
		100万円	被覆	0.225	0.146	0.050	0.027	0.175
			未被覆	0.002			0.002	0.002
プラスチック ハウスⅢ類	第1区域	3万円	被覆	3.786	5.347	1.381	0.014	1.749
			未被覆	0.017			0.006	0.012
		10万円	被覆	3.549	5.346	1.380	0.012	1.606
			未被覆	0.016			0.005	0.011
		20万円	被覆	3.548	5.148	1.298	0.011	1.556
			未被覆	0.015			0.004	0.010
		50万円	被覆	3.036	4.175	0.977	0.010	1.363
			未被覆	0.011			0.003	0.009
		100万円	被覆	3.035	1.307	0.976	0.009	1.044
			未被覆	0.006			0.002	0.009

都道府県名
福島県

(単位：%)

施設区分	地域	小損害 不填補 の金額	被覆 ・ 未被覆	園芸施設通常標準被害率の算定基礎率						
				特定園芸 施設及び 附帯施設	施設内 農作物	事故除外	特定園芸 施設撤去 費用額	園芸施設 復旧費用 額		
プラスチック ハウスⅣ類甲	第1区域	3万円	被覆	0.828	8.830	5.522	2.971	0.219		
			未被覆	0.006			0.012	0.006		
		10万円	被覆	0.715	8.829	5.521	2.576	0.181		
			未被覆	0.005			0.011	0.005		
		20万円	被覆	0.646	8.752	5.520	2.278	0.153		
			未被覆	0.004			0.010	0.004		
		50万円	被覆	0.561	6.850	4.565	2.072	0.124		
			未被覆	0.003			0.008	0.003		
		100万円	被覆	0.560	0.988	0.185	1.504	0.067		
			未被覆	0.002			0.005	0.002		
		プラスチック ハウスⅣ類乙	第1区域	3万円	被覆	0.764	10.685	3.439	0.014	0.213
					未被覆	0.006			0.006	0.006
10万円	被覆			0.689	10.622	3.438	0.012	0.181		
	未被覆			0.005			0.005	0.005		
20万円	被覆			0.634	9.598	3.193	0.011	0.180		
	未被覆			0.004			0.004	0.004		
50万円	被覆			0.546	5.169	2.378	0.010	0.121		
	未被覆			0.003			0.003	0.003		
100万円	被覆			0.274	0.010	0.010	0.009	0.120		
	未被覆			0.002			0.002	0.002		
プラスチック ハウスⅤ類	第1区域			3万円	被覆	2.086	4.625	1.028	0.109	0.213
					未被覆	0.007			0.006	0.006
		10万円	被覆	2.013	2.910	0.444	0.107	0.193		
			未被覆	0.006			0.005	0.005		
		20万円	被覆	1.916	2.909	0.443	0.106	0.176		
			未被覆	0.005			0.004	0.004		
		50万円	被覆	1.915	0.010	0.010	0.105	0.157		
			未被覆	0.004			0.003	0.003		
		100万円	被覆	0.710	0.009	0.009	0.104	0.149		
			未被覆	0.003			0.002	0.002		
		プラスチック ハウスⅥ類	第1区域	3万円	被覆	1.698	16.843	7.012	0.014	0.312
					未被覆	0.056			0.006	0.011
10万円	被覆			0.933	10.149	6.460	0.012	0.149		
	未被覆			0.044			0.005	0.009		
20万円	被覆			0.583	3.649	3.368	0.011	0.090		
	未被覆			0.037			0.004	0.008		
50万円	被覆			0.061	0.010	0.010	0.010	0.008		
	未被覆			0.007			0.003	0.003		
100万円	被覆			0.010	0.009	0.009	0.009	0.007		
	未被覆			0.002			0.002	0.002		

都道府県名
福島県

(単位：%)

施設区分	地域	小損害 不填補 の金額	被覆 ・ 未被覆	園芸施設通常標準被害率の算定基礎率				
				特定園芸 施設及び 附帯施設	施設内 農作物	事故除外	特定園芸 施設撤去 費用額	園芸施設 復旧費用 額
プラスチック ハウスⅦ類	第1区域	3万円	被覆	3.552	4.378	1.118	0.369	0.707
			未被覆	0.047			0.006	0.015
		10万円	被覆	2.797	3.310	0.845	0.365	0.515
			未被覆	0.045			0.005	0.011
		20万円	被覆	2.103	2.418	0.617	0.364	0.368
			未被覆	0.036			0.004	0.004
		50万円	被覆	1.073	0.633	0.616	0.363	0.185
			未被覆	0.035			0.003	0.003
		100万円	被覆	0.010	0.256	0.248	0.362	0.104
			未被覆	0.010			0.002	0.002

別表 2-② (園芸施設通常標準被害率の算定基礎率)

都道府県名
福島県

(単位：%)

施設区分	地域	被覆 ・ 未被覆	園芸施設通常標準被害率の算定基礎率				
			特定園芸 施設及び 附帯施設	施設内 農作物	事故除外	特定園芸 施設撤去 費用額	園芸施設 復旧費用 額
ガラス室Ⅰ類	第1区域	被覆	0.026	0.002	0.000	0.000	0.013
ガラス室Ⅱ類	第1区域	被覆	0.000	0.002	0.001	0.002	0.000
プラスチック ハウスⅠ類	第1区域	被覆	0.019	0.013	0.003	0.000	0.004
		未被覆	0.001			0.001	0.001
プラスチック ハウスⅡ類	第1区域	被覆	0.005	0.029	0.008	0.003	0.003
		未被覆	0.001			0.001	0.001
プラスチック ハウスⅢ類	第1区域	被覆	0.009	0.001	0.002	0.001	0.000
		未被覆	0.000			0.001	0.001
プラスチック ハウスⅣ類甲	第1区域	被覆	0.001	0.002	0.002	0.003	0.000
		未被覆	0.001			0.001	0.001
プラスチック ハウスⅣ類乙	第1区域	被覆	0.002	0.020	0.003	0.001	0.000
		未被覆	0.001			0.001	0.001
プラスチック ハウスⅤ類	第1区域	被覆	0.004	0.009	0.002	0.000	0.003
		未被覆	0.001			0.001	0.001
プラスチック ハウスⅥ類	第1区域	被覆	0.004	0.041	0.004	0.001	0.001
		未被覆	0.001			0.001	0.001
プラスチック ハウスⅦ類	第1区域	被覆	0.021	0.001	0.000	0.001	0.005
		未被覆	0.001			0.001	0.001

(備考) 本表に定める率は、規則第159条第2項の特約をした共済関係について、別表2の園芸施設通常標準被害率の算定基礎率の各区分の欄に定める率に加える率を表す。

別表3 (再保険料基礎率甲の算定基礎率及び保険料基礎率甲の算定基礎率)

都道府県名
福島県

(単位：%)

施設区分	地域	小損害 不填補 の金額	被覆 ・ 未被覆	再保険料基礎率甲の算定基礎率及び保険料基礎率甲の算定基礎率				
				特定園芸 施設及び 附帯施設	施設内 農作物	事故除外	特定園芸 施設撤去 費用額	園芸施設 復旧費用 額
ガラス室Ⅰ類	第1区域	3万円	被覆	0.041	0.005	0.004	0.080	0.028
		10万円	被覆	0.041	0.005	0.004	0.080	0.028
		20万円	被覆	0.040	0.005	0.004	0.079	0.027
		50万円	被覆	0.028	0.001	0.001	0.069	0.018
		100万円	被覆	0.005	0.001	0.001	0.016	0.004
ガラス室Ⅱ類	第1区域	3万円	被覆	0.001	0.001	0.001	0.015	0.001
		10万円	被覆	0.001	0.001	0.001	0.015	0.001
		20万円	被覆	0.001	0.001	0.001	0.015	0.001
		50万円	被覆	0.001	0.001	0.001	0.010	0.001
		100万円	被覆	0.001	0.001	0.001	0.007	0.001
プラスチック ハウスⅠ類	第1区域	3万円	被覆	0.032	0.024	0.023	0.012	0.008
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		10万円	被覆	0.032	0.024	0.023	0.012	0.008
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		20万円	被覆	0.032	0.024	0.023	0.012	0.007
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		50万円	被覆	0.028	0.024	0.023	0.012	0.007
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		100万円	被覆	0.016	0.022	0.021	0.011	0.004
			未被覆	0.001			0.001	0.001
プラスチック ハウスⅡ類	第1区域	3万円	被覆	0.410	0.052	0.035	0.087	0.158
			未被覆	0.004			0.002	0.002
		10万円	被覆	0.329	0.050	0.034	0.044	0.131
			未被覆	0.003			0.001	0.002
		20万円	被覆	0.215	0.037	0.028	0.023	0.094
			未被覆	0.002			0.001	0.002
		50万円	被覆	0.086	0.013	0.008	0.008	0.041
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		100万円	被覆	0.029	0.003	0.002	0.003	0.022
			未被覆	0.001			0.001	0.001
プラスチック ハウスⅢ類	第1区域	3万円	被覆	0.515	0.084	0.081	0.001	0.285
			未被覆	0.005			0.001	0.003
		10万円	被覆	0.515	0.084	0.081	0.001	0.285
			未被覆	0.004			0.001	0.003
		20万円	被覆	0.515	0.084	0.069	0.001	0.285
			未被覆	0.004			0.001	0.002
		50万円	被覆	0.507	0.084	0.063	0.001	0.250
			未被覆	0.004			0.001	0.002
		100万円	被覆	0.440	0.049	0.048	0.001	0.192
			未被覆	0.001			0.001	0.001

都道府県名
福島県

(単位：%)

施設区分	地域	小損害 不填補 の金額	被覆 ・ 未被覆	再保険料基礎率甲の算定基礎率及び保険料基礎率甲の算定基礎率				
				特定園芸 施設及び 附帯施設	施設内 農作物	事故除外	特定園芸 施設撤去 費用額	園芸施設 復旧費用 額
プラスチック ハウスⅣ類甲	第1区域	3万円	被覆	0.086	0.053	0.052	0.027	0.020
			未被覆	0.001			0.004	0.001
		10万円	被覆	0.086	0.053	0.052	0.022	0.019
			未被覆	0.001			0.004	0.001
		20万円	被覆	0.086	0.053	0.052	0.019	0.016
			未被覆	0.001			0.003	0.001
		50万円	被覆	0.086	0.053	0.052	0.015	0.013
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		100万円	被覆	0.073	0.001	0.001	0.008	0.007
			未被覆	0.001			0.001	0.001
プラスチック ハウスⅣ類乙	第1区域	3万円	被覆	0.045	0.001	0.001	0.001	0.020
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		10万円	被覆	0.045	0.001	0.001	0.001	0.020
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		20万円	被覆	0.045	0.001	0.001	0.001	0.018
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		50万円	被覆	0.039	0.001	0.001	0.001	0.013
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		100万円	被覆	0.025	0.001	0.001	0.001	0.012
			未被覆	0.001			0.001	0.001
プラスチック ハウスⅤ類	第1区域	3万円	被覆	0.203	0.001	0.001	0.017	0.010
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		10万円	被覆	0.203	0.001	0.001	0.017	0.010
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		20万円	被覆	0.203	0.001	0.001	0.017	0.010
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		50万円	被覆	0.203	0.001	0.001	0.017	0.010
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		100万円	被覆	0.146	0.001	0.001	0.017	0.009
			未被覆	0.001			0.001	0.001
プラスチック ハウスⅥ類	第1区域	3万円	被覆	0.131	0.730	0.718	0.001	0.027
			未被覆	0.012			0.001	0.002
		10万円	被覆	0.102	0.727	0.716	0.001	0.019
			未被覆	0.010			0.001	0.002
		20万円	被覆	0.067	0.365	0.362	0.001	0.013
			未被覆	0.007			0.001	0.002
		50万円	被覆	0.009	0.001	0.001	0.001	0.001
			未被覆	0.002			0.001	0.001
		100万円	被覆	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
			未被覆	0.001			0.001	0.001

都道府県名
福島県

(単位：%)

施設区分	地域	小損害 不填補 の金額	被覆 ・ 未被覆	再保険料基礎率甲の算定基礎率及び保険料基礎率甲の算定基礎率				
				特定園芸 施設及び 附帯施設	施設内 農作物	事故除外	特定園芸 施設撤去 費用額	園芸施設 復旧費用 額
プラスチック ハウスⅦ類	第1区域	3万円	被覆	0.001	0.058	0.031	0.064	0.033
			未被覆	0.001			0.001	
		10万円	被覆	0.001	0.044	0.024	0.064	0.033
			未被覆	0.001			0.001	
		20万円	被覆	0.001	0.032	0.017	0.064	0.032
			未被覆	0.001			0.001	
		50万円	被覆	0.001	0.009	0.005	0.064	0.026
			未被覆	0.001			0.001	
		100万円	被覆	0.001	0.004	0.002	0.062	0.017
			未被覆	0.001			0.001	

別表 3-② (再保険料基礎率甲の算定基礎率及び保険料基礎率甲の算定基礎率)

都道府県名
福島県

(単位：%)

施設区分	地域	被覆 ・ 未被覆	再保険料基礎率甲の算定基礎率及び保険料基礎率甲の算定基礎率				
			特定園芸 施設及び 附帯施設	施設内 農作物	事故除外	特定園芸 施設撤去 費用額	園芸施設 復旧費用 額
ガラス室Ⅰ類	第1区域	被覆	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
ガラス室Ⅱ類	第1区域	被覆	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
プラスチック ハウスⅠ類	第1区域	被覆	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		未被覆	0.000			0.000	0.000
プラスチック ハウスⅡ類	第1区域	被覆	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		未被覆	0.000			0.000	0.000
プラスチック ハウスⅢ類	第1区域	被覆	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		未被覆	0.000			0.000	0.000
プラスチック ハウスⅣ類甲	第1区域	被覆	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		未被覆	0.000			0.000	0.000
プラスチック ハウスⅣ類乙	第1区域	被覆	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		未被覆	0.000			0.000	0.000
プラスチック ハウスⅤ類	第1区域	被覆	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		未被覆	0.000			0.000	0.000
プラスチック ハウスⅥ類	第1区域	被覆	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		未被覆	0.000			0.000	0.000
プラスチック ハウスⅦ類	第1区域	被覆	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		未被覆	0.000			0.000	0.000

(備考) 本表に定める率は、規則第159条第2項の特約をした共済関係について、別表3の再保険料基礎率甲の算定基礎率及び保険料基礎率甲の算定基礎率の各区分の欄に定める率に加える率を表す。

別表 4 (再保険料基礎率乙の算定基礎率及び保険料基礎率乙の算定基礎率)

都道府県名
福島県

(単位：%)

施設区分	地域	小損害 不填補 の金額	被覆 ・ 未被覆	再保険料基礎率乙の算定基礎率及び保険料基礎率乙の算定基礎率				
				特定園芸 施設及び 附帯施設	施設内 農作物	事故除外	特定園芸 施設撤去 費用額	園芸施設 復旧費用 額
ガラス室Ⅰ類	第1区域	3万円	被覆	0.008	0.020	0.007	0.006	0.005
		10万円	被覆	0.005	0.013	0.005	0.006	0.003
		20万円	被覆	0.003	0.008	0.003	0.005	0.002
		50万円	被覆	0.002	0.001	0.001	0.004	0.001
		100万円	被覆	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
ガラス室Ⅱ類	第1区域	3万円	被覆	0.002	0.029	0.006	0.001	0.001
		10万円	被覆	0.001	0.029	0.005	0.001	0.001
		20万円	被覆	0.001	0.028	0.005	0.001	0.001
		50万円	被覆	0.001	0.028	0.004	0.001	0.001
		100万円	被覆	0.001	0.016	0.003	0.001	0.001
プラスチック ハウスⅠ類	第1区域	3万円	被覆	0.022	0.035	0.010	0.001	0.005
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		10万円	被覆	0.016	0.029	0.009	0.001	0.004
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		20万円	被覆	0.012	0.022	0.008	0.001	0.003
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		50万円	被覆	0.007	0.013	0.007	0.001	0.002
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		100万円	被覆	0.004	0.006	0.006	0.001	0.001
			未被覆	0.001			0.001	0.001
プラスチック ハウスⅡ類	第1区域	3万円	被覆	0.031	0.042	0.008	0.003	0.011
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		10万円	被覆	0.028	0.041	0.007	0.002	0.010
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		20万円	被覆	0.019	0.021	0.007	0.002	0.009
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		50万円	被覆	0.008	0.010	0.003	0.001	0.005
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		100万円	被覆	0.004	0.001	0.001	0.001	0.003
			未被覆	0.001			0.001	0.001
プラスチック ハウスⅢ類	第1区域	3万円	被覆	0.025	0.030	0.008	0.001	0.007
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		10万円	被覆	0.024	0.030	0.007	0.001	0.007
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		20万円	被覆	0.023	0.029	0.007	0.001	0.006
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		50万円	被覆	0.017	0.029	0.006	0.001	0.006
			未被覆	0.001			0.001	0.001
		100万円	被覆	0.016	0.012	0.006	0.001	0.004
			未被覆	0.001			0.001	0.001

都道府県名
福島県

(単位：%)

施設区分	地域	小損害 不填補 の金額	被覆 ・ 未被覆	再保険料基礎率乙の算定基礎率及び保険料基礎率乙の算定基礎率				
				特定園芸 施設及び 附帯施設	施設内 農作物	事故除外	特定園芸 施設撤去 費用額	園芸施設 復旧費用 額
プラスチック ハウスⅣ類甲	第1区域	3万円	被覆	0.006	0.050	0.031	0.017	0.001
			未被覆	0.001			0.001	
		10万円	被覆	0.005	0.049	0.031	0.016	0.001
			未被覆	0.001			0.001	
		20万円	被覆	0.004	0.049	0.030	0.016	0.001
			未被覆	0.001			0.001	
		50万円	被覆	0.003	0.048	0.030	0.015	0.001
			未被覆	0.001			0.001	
		100万円	被覆	0.002	0.008	0.003	0.015	0.001
			未被覆	0.001			0.001	
プラスチック ハウスⅣ類乙	第1区域	3万円	被覆	0.005	0.061	0.019	0.001	0.001
			未被覆	0.001			0.001	
		10万円	被覆	0.004	0.061	0.019	0.001	0.001
			未被覆	0.001			0.001	
		20万円	被覆	0.003	0.060	0.018	0.001	0.001
			未被覆	0.001			0.001	
		50万円	被覆	0.002	0.060	0.018	0.001	0.001
			未被覆	0.001			0.001	
		100万円	被覆	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
			未被覆	0.001			0.001	
プラスチック ハウスⅤ類	第1区域	3万円	被覆	0.014	0.030	0.006	0.002	0.003
			未被覆	0.001			0.001	
		10万円	被覆	0.013	0.029	0.002	0.002	0.003
			未被覆	0.001			0.001	
		20万円	被覆	0.012	0.010	0.002	0.001	0.002
			未被覆	0.001			0.001	
		50万円	被覆	0.011	0.001	0.001	0.001	0.002
			未被覆	0.001			0.001	
		100万円	被覆	0.008	0.001	0.001	0.001	0.002
			未被覆	0.001			0.001	
プラスチック ハウスⅥ類	第1区域	3万円	被覆	0.012	0.112	0.047	0.001	0.002
			未被覆	0.001			0.001	
		10万円	被覆	0.011	0.111	0.046	0.001	0.002
			未被覆	0.001			0.001	
		20万円	被覆	0.008	0.051	0.045	0.001	0.001
			未被覆	0.001			0.001	
		50万円	被覆	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
			未被覆	0.001			0.001	
		100万円	被覆	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
			未被覆	0.001			0.001	

都道府県名
福島県

(単位：%)

施設区分	地域	小損害 不填補 の金額	被覆 ・ 未被覆	再保険料基礎率乙の算定基礎率及び保険料基礎率乙の算定基礎率				
				特定園芸 施設及び 附帯施設	施設内 農作物	事故除外	特定園芸 施設撤去 費用額	園芸施設 復旧費用 額
プラスチック ハウスⅦ類	第1区域	3万円	被覆	0.024	0.015	0.004	0.005	0.010
			未被覆	0.001			0.001	
		10万円	被覆	0.023	0.011	0.003	0.005	0.007
			未被覆	0.001			0.001	
		20万円	被覆	0.023	0.008	0.002	0.004	0.004
			未被覆	0.001			0.001	
		50万円	被覆	0.012	0.002	0.002	0.004	0.002
			未被覆	0.001			0.001	
		100万円	被覆	0.001	0.001	0.001	0.003	0.002
			未被覆	0.001			0.001	

別表 4 - ② (再保険料基礎率乙の算定基礎率及び保険料基礎率乙の算定基礎率)

都道府県名
福島県

(単位：%)

施設区分	地域	被覆 ・ 未被覆	再保険料基礎率乙の算定基礎率及び保険料基礎率乙の算定基礎率				
			特定園芸 施設及び 附帯施設	施設内 農作物	事故除外	特定園芸 施設撤去 費用額	園芸施設 復旧費用 額
ガラス室Ⅰ類	第1区域	被覆	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
ガラス室Ⅱ類	第1区域	被覆	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
プラスチック ハウスⅠ類	第1区域	被覆	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		未被覆	0.000			0.000	0.000
プラスチック ハウスⅡ類	第1区域	被覆	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000
		未被覆	0.000			0.000	0.000
プラスチック ハウスⅢ類	第1区域	被覆	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		未被覆	0.000			0.000	0.000
プラスチック ハウスⅣ類甲	第1区域	被覆	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		未被覆	0.000			0.000	0.000
プラスチック ハウスⅣ類乙	第1区域	被覆	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		未被覆	0.000			0.000	0.000
プラスチック ハウスⅤ類	第1区域	被覆	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
		未被覆	0.000			0.000	0.000
プラスチック ハウスⅥ類	第1区域	被覆	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000
		未被覆	0.000			0.000	0.000
プラスチック ハウスⅦ類	第1区域	被覆	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
		未被覆	0.000			0.000	0.000

(備考) 本表に定める率は、規則第159条第2項の特約をした共済関係について、別表4の再保険料基礎率乙の算定基礎率及び保険料基礎率乙の算定基礎率の各区分の欄に定める率に加える率を表す。

別表5（都道府県の区域を細分した地域）

都道府県名
福島県

施設区分	地域	区域
ガラス室Ⅰ類	第1区域	福島県の区域
ガラス室Ⅱ類	第1区域	福島県の区域
プラスチックハウスⅠ類	第1区域	福島県の区域
プラスチックハウスⅡ類	第1区域	福島県の区域
プラスチックハウスⅢ類	第1区域	福島県の区域
プラスチックハウスⅣ類甲	第1区域	福島県の区域
プラスチックハウスⅣ類乙	第1区域	福島県の区域
プラスチックハウスⅤ類	第1区域	福島県の区域
プラスチックハウスⅥ類	第1区域	福島県の区域
プラスチックハウスⅦ類	第1区域	福島県の区域